

企業版ふるさと納税中間支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

豊中市では「豊中市まち・ひと・しごと創生推進計画」（以下「本計画」という）に基づく「地方創生応援税制」（以下「企業版ふるさと納税」という）を活用した寄附の受け入れが可能となっている。

本業務は、本計画にかかる地方創生事業を、貴重な自主財源を確保しながら積極的に推進していくため、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取組みを効果的に実施し、寄附を獲得することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

企業版ふるさと納税中間支援業務

(2) 業務内容

別添「企業版ふるさと納税中間支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和 8 年(2026 年)3 月 31 日まで

(4) 予算額

委託料の算定は完全成果報酬型によるものとし、本業務を通じて行われた寄附金額の 30%以内（消費税別）とする。

(5) 担当部局

都市経営部 経営戦略課

3. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。

4. 日程

内容	日程
募集要項等の公表	令和 7 年 11 月 17 日（月）
質問事項の締切り	令和 7 年 11 月 26 日（水）12 時まで（必着）
質問事項への回答	令和 7 年 12 月 1 日（月）予定
企画提案書等提出期限	令和 7 年 12 月 8 日（月）12 時まで（必着）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 12 月 10 日（水）予定
審査結果の通知予定日	令和 7 年 12 月 15 日（月）以降を予定
委託契約の締結予定日	令和 7 年 12 月下旬頃を予定

5. 企画提案書

参加者は、本要領及び別紙「企業版ふるさと納税中間支援業務委託仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

（1）提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	様式 1 に記載し提出すること。	様式 1
2	企画提案書	仕様書を踏まえた提案を行うこと。 企画提案書には寄附獲得目標額、費用体系（委託料率、 その他費用）、実績について記載すること。 ※実績については参考様式を参照の上記載すること。	任意
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること。	様式 3
4	業務経歴書	類似する業務の経歴を記載すること。	様式 4
5	団体の概要書 （企業概要など）	連絡先（担当者氏名、電話・FAX 番号、メールアドレス） を記載すること。	任意
6	処分歴等の確認書	様式 5 に記載し提出すること。	様式 5

（2）提出方法

PDF 形式のデータファイルで、電子メールで提出すること。提出後は、事務局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。

※オンラインストレージ等を使用しない場合はファイルサイズ 10MB まで。

（3）提出期限

令和 7 年(2025 年)12 月 8 日（月）12 時まで(必着)

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、本市が別途期限を定めて資料の補正もしくは追加を求めた場合を除き、応募（参加）を無効とする。

（4）提出先

下記「10. 応募先、質問先及び問い合わせ先」を参照

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する受託候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し審査する。プレゼンテーション審査を行い、評価点数の合計による総合評価で委員の定める基準以上の得点を得た提案者を優先交渉権者とする。一定基準以上の得点を得た提案者はすべて優先交渉権者とする。なお、選考委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

プレゼンテーション審査の日程等は以下の通り。

- ①日 時：令和7年12月10日(水)を予定（詳細は別途通知。）
- ②発表時間：10分（各提案者につき10分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答することとする。）
- ③発表方法：提出された企画提案書について説明を求めるとともに、選考委員会から事業者に対し質疑応答を行うためのプレゼンテーションを実施する。（詳細は別途通知。）
- ④その他：当日の出席者は提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて今回の提案業務に関わるスタッフとする。
また、プレゼンテーションはオンライン方式での開催とする。

(2) 評価項目

評価項目	配点
寄附獲得目標額に対し、寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ現実性のあるものとなっているか。	30点
PRや地方創生事業の企画助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がなされているか。また、委託に伴い市職員が行う業務は最小限となっているか。	25点
提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当か。	5点
制度及び業務の目的を理解し、業務を適正かつ確実に実施するための体制や個人情報の適正な取扱いなどのセキュリティ体制は整っているか。	10点
自治体や企業における同種・類似業務の受託実績及び寄附実績があるか。	15点
寄附獲得目標額と委託料率	15点

(3) 審査結果の通知と公表

- ・結果は12月15日以降に参加資格を満たした全ての提案者に対して文書またはメールで通知する。
- ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者

として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

- ・市ホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）

※応募者が複数あり、基準を満たさない者が 1 者の場合、当該 1 者の採点結果の合計点は公表しない。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記 3. で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・期限内に提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに 本市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めたとき

8. 契約について

- ・受託候補者と交渉が成立した場合において、豊中市契約規則の規定により契約を締結する。
- ・契約方法は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約とする。
- ・契約内容は、仕様書及び提案書に基づき決定する。
- ・選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、受託候補者としての資格を取り消す場合がある。

9. 留意事項

- ・本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関

する費用等) は、応募者の負担とする。

- ・選考委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ・質問事項の締切り以降、事業に係る質問は受け付けない。
- ・提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- ・提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ・提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げの場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式6】を文書で豊中市長あてに提出すること。
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 都市経営部 経営戦略課

T E L : 06-6858-2745 F A X : 06-6858-4111

E-mail : keiei@city.toyonaka.osaka.jp